

財務省告示第三百八十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成十九年十月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十一月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第四十回、第四十三回、第四十四回、第四十五回、第四十六回、第四十七回、第四十八回、第四十九回、第五十回、第五十一回、第五十二回、第五十三回、第五十四回、第五十五回、第五十六回、第五十七回、第五十八回、第五十九回、第六十回）
二 発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
三 の条項及びその適	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下
四 発行方法	替機関は日本銀行とする。利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われ
五 募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六 発行額	額面金額で九百九十五億円
七 払込金額	千三十六億二千七百七十九万円

十四 利 子

れるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{発行対象国債の額} \times \text{発行対象国債の利率}}{100} \times 1.2$$

十五 償 還 金 額 限
十六 入 札 の 基 礎
十七 準 と す る 対 象

償還期限
償還金額
入札の基礎
準とする対象
各発行の
象国債の
利回り

(別表のとおり)
額面金額百円につき百円
平成十九年十月十八日付で
本証券業協会が発表した公
債店頭売買参考統計表に掲
載された各発行対象国債の平
均値の単利利回りとする。

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付二十年庫債券）	二・三%	平成九年九月二十日	九十八億円
（利付二十年庫債券）	二・九%	平成十年九月十日	二億円
（利付二十年庫債券）	二・五%	平成十年三月十日	二百億円
（利付二十年庫債券）	二・四%	平成十年三月十日	二百億円
（利付二十年庫債券）	二・二%	平成十年六月十日	七十二億円
（利付二十年庫債券）	二・二%	平成十年三月十日	十五億円
（利付二十年庫債券）	二・〇%	平成十年三月十日	四十九億円
（利付二十年庫債券）	二・〇%	平成十年六月十日	六億円
（利付二十年庫債券）	一・八%	平成十年六月十日	四億円
（利付二十年庫債券）	二・二%	平成十年三月十日	十四億円
（利付二十年庫債券）	二・一%	平成十年三月十日	三百三十五億円

（別表）

十八 元利金支 日本銀行
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成十九年十月二十五日